資料　7

米子市行政改革推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市の行政改革推進に係る方針（以下「方針」という。）の策定及び推進について広く市民の意見を求めるため、米子市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 方針の策定に関すること。

(2) 方針の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長となる。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１７年６月２０日から施行する。